



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
デ イ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO(最高経営責任者) : 富 田 英 揮
(コ-ト`番号 : 2 3 7 9 東 証 第 一 部)
問合せ先
取締役執行役員 経営管理本部長 : 渡 辺 永 二
(TEL 0 3 - 5 1 1 4 - 1 1 7 7)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 13 日開催の当社取締役会において、平成 27 年 5 月 23 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の事業展開の促進及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に備えるため、取締役の員数を 8 名から 12 名に変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ~ 第 17 条 (条文省略)	第 1 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条 (条文省略)	第 18 条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第 20 条 ~ 第 30 条 (条文省略)	第 20 条 ~ 第 30 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第 31 条 ~ 第 33 条 (条文省略)	第 31 条 ~ 第 33 条 (現行どおり)
(監査役の任期)	(監査役の任期)
第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。	第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第 35 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>3. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第 35 条～第 48 条 (現行どおり)</p>

以上